

石福プラチナ&純金積立約款 新旧対照表

約款改訂による変更点は、次のとおりです。

改訂箇所	改訂前	改訂後
第4条（本契約の成立と契約の解除）	(5) (略) 当社は、預入貴金属地金の全量を解除日の翌営業日の15時発表の買取価格でお買い取りさせていただきます。当社は、買取代金を、解除日から原則として3営業日以内に会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。この場合の振込手数料は、会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。	(5) (略) 当社は、預入貴金属地金の全量を解除日の翌営業日の15時発表の <u>金銭返還価格に基づき金銭に換算したうえで返還いたします。</u> 当社は、 <u>当該返還額を</u> 、解除日から原則として3営業日以内に会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。この場合の振込手数料は、会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。 <u>また、金銭返還価格は、ロンドン貴金属市場などの市場価格に基づき決定し、当社Webサイト (https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/savings/receipt/cash.html) において発表します。</u>
第6条（年会費、口座維持費および保管料金）	(7)年会費、口座維持費および保管料金については、当社Webサイト (http://www.ishifuku.co.jp/market/first.html) に掲載します。	(7)年会費、口座維持費および保管料金については、当社Webサイト (https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/savings/first.html) に掲載します。
第9条（本サービス）	(1)⑤売却	(1)⑤ <u>金銭返還</u>
第11条（積立購入利用時の特典）	(2) (略) 当社はお預かりした無契約商品の全量を、契約商品の積立期間満了日の翌営業日の15時発表の <u>買取価格でお買い取りさせていただきます。</u> 買取代金は <u>お買い取りした日から原則として4営業日以内に</u> 、会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。この場合の振込手数料は会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。	(2) (略) 当社はお預かりした無契約商品の全量を、契約商品の積立期間満了日の翌営業日の15時発表の <u>金銭返還価格に基づき金銭に換算したうえで返還いたします。</u> 当社は、 <u>当該返還額を</u> 、契約商品の積立期間満了日から原則として4営業日以内に、会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。この場合の振込手数料は会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。 <u>また、金銭返還価格は、ロンドン貴金属市場などの市場価格に基づき決定し、当社Webサイト (https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/savings/receipt/cash.html) において発表します。</u>
第14条（持ち込み預け入れ）	(6)預入手数料については、当社Webサイト (http://www.ishifuku.co.jp/market/savings/deposit/) に掲載します。	(6)預入手数料については、当社Webサイト (https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/savings/deposit.html) に掲載します。
第15条（ <u>売却金銭返還</u> ）	(1)会員様は、所定の申込書で申し込まれることにより <u>いつでも</u> 、当該申込書を当社が受理した日の前日までに預け入れた預入貴金属地金の全部または一部を <u>売却することができます。</u>	(1)会員様は、所定の申込書で申し込まれることにより、当該申込書を当社が受理した日の前日までに預け入れた預入貴金属地金の全部または一部について、 <u>当該預入貴金属地金の返還に代えて、次項に定める方法で金銭に換算したうえで返還（以下、金銭返還といいますが）を受けることができます。</u>

<p>第15条 (売却金銭返還)</p>	<p>(2)売却価格は、本社地金小売店にご来店による申し込みの場合は申込時の当社発表の買取価格、申込書の送付による申し込みの場合は当該申込書を当社が受理した日の15時発表の買取価格となります。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。</p>	<p>(2)金銭返還の金額は、本社地金小売店にご来店による申し込みの場合は申込時の金銭返還価格、申込書の送付による申し込みの場合は当該申込書を当社が受理した日の15時発表の金銭返還価格に基づき算定します。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。また、金銭返還価格は、ロンドン貴金属市場などの市場価格に基づき決定し、当社Webサイト (https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/savings/receipt/cash.html) において発表します。</p>
<p>第15条 (売却金銭返還)</p>	<p>(3)第10条に基づき積立購入をしている契約商品は、1g以上1g単位でご売却いただけます。それ以外の預入貴金属地金は1g未満についてもご売却いただけます。</p>	<p>(3)第10条に基づき積立購入をしている契約商品については、金銭返還の申し込みは1g以上1g単位で行うことができます。それ以外の預入貴金属地金は1g未満についても金銭返還をお申し込みいただけます。</p>
<p>第15条 (売却金銭返還)</p>	<p>(4)預入貴金属地金の売却代金の受取方法は次の各号のいずれかとします。 ①店頭でのお受け取り：本社地金小売店へのご来店により申し込みいただき、店頭にて現金をお受け取りください。なお、店頭でのお受け取りは、売却代金が100万円未満である場合に限りさせていただきます。 ②お振り込み：本社地金小売店へのご来店または申込書のご送付によりお申し込みください。当社は、申し込みを受理した日から原則として3営業日以内に会員様のご登録金融機関口座に売却代金を振り込みます。この場合の振込手数料は、会員様のご負担とします。</p>	<p>(4)預入貴金属地金の金銭返還額の受取方法は次の各号のいずれかとします。 ①店頭でのお受け取り：本社地金小売店へのご来店により申し込みいただき、店頭にて現金をお受け取りください。なお、店頭でのお受け取りは、金銭返還額が100万円未満である場合に限りさせていただきます。 ②お振り込み：本社地金小売店へのご来店または申込書のご送付によりお申し込みください。当社は、申し込みを受理した日から原則として3営業日以内に会員様のご登録金融機関口座に金銭返還額を振り込みます。この場合の振込手数料は、会員様のご負担とします。</p>
<p>第15条 (売却金銭返還)</p>	<p>(5)第4項第2号により当社が会員様のご登録金融機関口座に預入貴金属地金の売却代金の振込手続きを行ったにもかかわらず、振り込みができなかった場合、当社で当該預入貴金属地金の売却代金を保管し、会員様のお申し出があり次第、再度会員様のご登録金融機関口座に当該預入貴金属地金の売却代金を振り込みます。会員様にはそのつどの振込手数料をご負担いただきます。</p>	<p>(5)第4項第2号により当社が会員様のご登録金融機関口座に金銭返還額の振込手続きを行ったにもかかわらず、振り込みができなかった場合、当社で金銭返還額を保管し、会員様のお申し出があり次第、再度会員様のご登録金融機関口座に当該金銭返還額を振り込みます。会員様にはそのつどの振込手数料をご負担いただきます。</p>
<p>第15条 (売却金銭返還)</p>	<p>(6)当社は、当社が全ての会員様から買い取ることができる預入貴金属地金の総量の1日当たりの上限および会員様各人が売却することができる預入貴金属地金の1日当たりの上限を別途定めることができます。</p>	<p>(6)当社は、当社が全ての会員様に対して金銭返還することができる預入貴金属地金の総量の1日当たりの上限および会員様各人が金銭返還を求めることができる預入貴金属地金の1日当たりの上限を別途定めることができます。</p>
<p>第16条 (引き出し)</p>	<p>(10)貴金属地金の種類、バーチャージ額および送料については、当社Webサイト (http://www.ishifuku.co.jp/market/savings/receipt/ingot.html) に掲載します。</p>	<p>(10)貴金属地金の種類、バーチャージ額および送料については、当社Webサイト (https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/savings/receipt/ingot.html) に掲載します。</p>
<p>第17条 (貴金属製品との交換)</p>	<p>(6)貴金属製品の種類および送料については、当社Webサイト (http://www.ishifuku.co.jp/market/savings/receipt/coin.html) に掲載します。</p>	<p>(6)貴金属製品の種類および送料については、当社Webサイト (https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/savings/receipt/ingot.html) に掲載します。</p>

第19条（契約の満了、中途解約および精算）	(4)第1項または第2項により本契約が終了する場合、会員様は所定の申込書で申し込まれることにより、預入貴金属地金の全てを、引き出し、 <u>売却</u> または貴金属製品との交換のいずれか、またはその組み合わせをご選択いただくことができます。（略）	(4)第1項または第2項により本契約が終了する場合、会員様は所定の申込書で申し込まれることにより、預入貴金属地金の全てを、引き出し、 <u>金銭返還</u> または貴金属製品との交換のいずれか、またはその組み合わせをご選択いただくことができます。（略）
第19条（契約の満了、中途解約および精算）	(5)第4項に基づき、会員様は預入貴金属地金の全部または一部を <u>売却</u> することができます。（略）	(5)第4項に基づき、会員様は預入貴金属地金の全部または一部の <u>金銭返還</u> を求めることができます。（略）
第19条（契約の満了、中途解約および精算）	(8)第4項に定めるご選択の申込締切日までに所定のご選択の申込書が当社に到達しない場合、当社は、会員様が預入貴金属地金の全てについて <u>売却</u> を選択されたものとみなし、当該申込締切日の翌日（当該日が当社休業日の場合は翌営業日）の15時発表の <u>買取価格</u> でお買い取りさせていただきます。買取代金はお買い取りした日から原則として4営業日以内に、会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。この場合の振込手数料は会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨てて計算をします。	(8)第4項に定めるご選択の申込締切日までに所定のご選択の申込書が当社に到達しない場合、当社は、会員様が預入貴金属地金の全てについて <u>金銭返還</u> を選択されたものとみなし、当該申込締切日の翌日（当該日が当社休業日の場合は翌営業日）の15時発表の <u>金銭返還価格</u> に基づき金銭に換算いたします。当該金銭返還額は申込締切日の翌日（当該日が当社休業日の場合は翌営業日）から原則として4営業日以内に、会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。この場合の振込手数料は会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨てて計算をします。 <u>また、金銭返還価格は、ロンドン貴金属市場などの市場価格に基づき決定し、当社Webサイト（https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/savings/receipt/cash.html）において発表します。</u>
第19条（契約の満了、中途解約および精算）	(10)本契約終了時に未収金がある場合、当社は、未収金を、第5項または第8項による <u>買取代金</u> と対当額により相殺することができるものとします。（略）	(10)本契約終了時に未収金がある場合、当社は、未収金を、第5項または第8項による <u>金銭返還額</u> と対当額により相殺することができるものとします。（略）
第20条（契約の解除）	(5)第1項または第3項により本契約が解除された場合、預入貴金属地金の全量を解除日の翌営業日の15時発表の <u>買取価格</u> でお買い取りさせていただきます。当社は、 <u>買取代金</u> を、本契約が解除された日から原則として第3営業日までに会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。（略）	(5)第1項または第3項により本契約が解除された場合、預入貴金属地金の全量を解除日の翌営業日の15時発表の <u>金銭返還価格</u> に基づき金銭に換算したうえで返還いたします。当社は、 <u>当該返還額</u> を、本契約が解除された日から原則として第3営業日までに会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。（略） <u>また、金銭返還価格は、ロンドン貴金属市場などの市場価格に基づき決定し、当社Webサイト（https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/savings/receipt/cash.html）において発表します。</u>

第24条（供託）	<p>(2)前項の場合、当社は会員様に通知することなく、当社の選択により、預入貴金属地金を供託する方法に代えて、<u>預入貴金属地金の全量を買い取り、その買取代金を東京法務局に供託する方法</u>によることのできるものとします。この場合の買取価格は、当社が<u>買取代金の供託の方法</u>を選択した日の15時発表の<u>買取価格</u>とし、供託金には利息は付きません。また、これにより、当社の会員様に対する一切の責任は終了するものとします。</p>	<p>(2)前項の場合、当社は会員様に通知することなく、当社の選択により、<u>預入貴金属地金を供託する方法に代えて、預入貴金属地金の全量を金銭に換算し、その金額を東京法務局に供託する方法</u>によることのできるものとします。この場合の換算は、当社が<u>金銭に換算して供託する方法</u>を選択した日の15時発表の<u>金銭返還価格</u>に基づき行うこととし、供託金には利息は付きません。また、これにより、当社の会員様に対する一切の責任は終了するものとします。なお、<u>金銭返還価格は、ロンドン貴金属市場などの市場価格に基づき決定し、当社Webサイト</u> <u>(https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/savings/receipt/cash.html)</u>において発表します。</p>
第24条（供託）	<p>(3)第15条、第19条および第20条のいずれかに従って、当社が預入貴金属地金の<u>代金</u>のお支払いの手続きをしたにもかかわらず、（略）</p>	<p>(3)第15条、第19条および第20条のいずれかに従って、当社が預入貴金属地金の<u>金銭換算額</u>のお支払いの手続きをしたにもかかわらず、（略）</p>
第25条（本サービス提供の中断および免責）	<p>(2)（略）5g未満の金地金およびプラチナ地金、300g未満の銀地金を第15条に準ずる方法で<u>買い取り</u>ます（この場合、1g未満も<u>買い取り</u>ます）。当社は、5g未満の金地金およびプラチナ地金、300g未満の銀地金の<u>売却代金</u>および積立購入の残代金を会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。（略）</p>	<p>(2)（略）5g未満の金地金およびプラチナ地金、300g未満の銀地金を第15条に準ずる方法で<u>金銭に換算</u>します（この場合、1g未満も<u>金銭に換算</u>します）。当社は、5g未満の金地金およびプラチナ地金、300g未満の銀地金を上述のとおり<u>金銭に換算した金額</u>および積立購入の残代金を会員様のご登録金融機関口座に振り込みます。（略）</p>
第25条（本サービス提供の中断および免責）	<p>(3)（略）預入貴金属地金の全量を11営業日目の日の15時発表の<u>買取価格</u>で<u>買い取り</u>、当該買取代金を会員様のご登録金融機関口座に<u>振り込み</u>ます。この場合の振込手数料は会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。</p>	<p>(3)（略）預入貴金属地金の全量を11営業日目の日の15時発表の<u>金銭返還価格</u>に基づき<u>金銭に換算して返還</u>することとし、当該返還金額は会員様のご登録金融機関口座に<u>振り込むことによりお支払い</u>します。この場合の振込手数料は会員様のご負担とします。なお、1円未満の金額については切り捨て計算をします。また、<u>金銭返還価格は、ロンドン貴金属市場などの市場価格に基づき決定し、当社Webサイト</u> <u>(https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/savings/receipt/cash.html)</u>において発表します。</p>
第28条（約款の変更）	<p>(1)（略）また、変更の内容については、併せて当社Webサイト (http://www.ishifuku.co.jp/market/)に掲載します。</p>	<p>(1)（略）また、変更の内容については、併せて当社Webサイト (https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/)に掲載します。</p>
第28条（約款の変更）	<p>(2)事務手続きの短縮化、会員様への便宜もしくは事務的サービスの向上、または軽微な内容の約款変更については、当社Webサイト (http://www.ishifuku.co.jp/market/)に掲載することとし、変更日以降は、変更後の約款が適用されるものとします。</p>	<p>(2)事務手続きの短縮化、会員様への便宜もしくは事務的サービスの向上、または軽微な内容の約款変更については、当社Webサイト (https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/)に掲載することとし、変更日以降は、変更後の約款が適用されるものとします。</p>

以上

石福積立オンライン利用約款 新旧対照表

約款改訂による変更点は、次のとおりです。

改訂箇所	改訂前	改訂後
第2条(サービスの内容)	⑤預入貴金属地金の <u>売却</u> の申し込み	⑤預入貴金属地金の <u>金銭返還</u> の申し込み
第3条(利用時間)	オンラインサービスは、原則として24時間利用することができます。ただし、預入貴金属地金の <u>売却</u> およびスポット購入の申し込みの受付時間は、当社が当社営業日に初回の貴金属価格を発表してから16時30分までとします。	オンラインサービスは、原則として24時間利用することができます。ただし、預入貴金属地金の <u>金銭返還</u> およびスポット購入の申し込みの受付時間は、当社が当社営業日に初回の貴金属価格を発表してから16時30分までとします。
第6条(適用価格)	(1)預入貴金属地金の <u>売却</u> に適用する価格は、会員様が送信された申込等の内容を当社が正常に受信した時間（以下、「受付確定時間」といいます）の <u>買取価格</u> とします。	(1)預入貴金属地金の <u>金銭返還</u> に適用する価格は、会員様が送信された申込等の内容を当社が正常に受信した時間（以下、「受付確定時間」といいます）の <u>金銭返還価格</u> とします。 <u>なお、金銭返還価格は、ロンドン貴金属市場などの市場価格に基づき決定し、当社Webサイト（https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/savings/receipt/cash.html）において発表します。</u>
第7条(取引等の成立)	(1)会員様から送信された申込等の内容を当社が受信した後、当社から承諾を通知する電子メール（以下、「承諾メール」といいます）を会員様に送信した時点で、取り引き、請求など（以下、「取引等」といいます）が成立します。（略）	(1)会員様から送信された申込等の内容を当社が受信した後、当社から承諾を通知する電子メール（以下、「承諾メール」といいます）を会員様に送信した時点で、取り引き、 <u>金銭返還</u> 、請求など（以下、「取引等」といいます）が成立します。（略）
第7条(取引等の成立)	(2)第2条各号に掲げる（略）積立貴金属地金の <u>売却</u> 、新規契約の申し込みならびに解約の申し込みの利用の成立時点については、（略）	(2)第2条各号に掲げる（略）積立貴金属地金の <u>金銭返還</u> 、新規契約の申し込みならびに解約の申し込みの利用の成立時点については、（略）
第9条(取引等の不成立)	(3)（略）基本約款第15条第6項に定める預入貴金属地金の当社の <u>総買取量</u> の上限および会員様の <u>売却量</u> の上限、（略）	(3)（略）基本約款第15条第6項に定める預入貴金属地金の <u>金銭返還の申し込みに基づく返還量の当社での総量</u> の上限および会員様の <u>金銭返還量</u> の上限、（略）
第16条(約款の変更)	(1)また、変更の内容については、併せて当社Webサイト(http://www.ishifuku.co.jp/market/)に掲載します。	(1)（略）また、変更の内容については、併せて当社Webサイト(https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/)に掲載します。
第16条(約款の変更)	(2)事務手続きの短縮化、会員様への便宜あるいは事務的サービスの向上、または軽微な内容の約款変更については、当社Webサイト(http://www.ishifuku.co.jp/market/)に掲載して、会員様にご連絡することとし、変更日以降は、変更後の約款が適用されるものとします。	(2)事務手続きの短縮化、会員様への便宜あるいは事務的サービスの向上、または軽微な内容の約款変更については、当社Webサイト(https://retail.ishifuku-kinzoku.co.jp/)に掲載して、会員様にご連絡することとし、変更日以降は、変更後の約款が適用されるものとします。

以上